

下郷町教育委員会告示第63号

下郷町スポーツ大会出場激励金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

下郷町教育委員会

下郷町スポーツ大会出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ大会に出場する町民に対し激励金を交付し、町民のスポーツの普及奨励と振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 交付の対象者は、次条の対象大会に出場する登録選手とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 本町出身者のうち、小学校又は中学校卒業時まで町内に住所を有していた者。

ただし、交付申請時に町内に家族（2親等以内）が在住している者

(対象大会)

第3条 交付の対象となる大会は、別表1に掲げる大会とする。ただし、スポーツ少年団については、別表2を含むものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは激励金を交付しない。

(1) 予選大会又は選考会若しくは選抜を経ずに出場できる大会（ただし、標準記録突破による出場の場合を除く。）

(2) 親善、交歓大会等を目的する大会

(3) 下郷町教育振興事業補助金交付要綱のうち、学校教育における補助金の交付を受けている場合

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表3のとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、大会の前日までに激励金交付申請書（様式第1号）に次の各号掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

(1) 交付対象となる大会要項

(2) 予選会の大会要項及び成績表

(3) その他教育長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 教育長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めたときは、激励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び支出)

第7条 激励金の交付決定を受けた者が、激励金の請求をしようとするときは、激励金

交付請求書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

2 激励金の支出は、交付決定の通知を受けた者の請求により行うものとする。

（実績報告）

第8条 激励金の交付決定を受けた者は、大会終了後30日以内に実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

（1） 大会に出場したことを証明するもの

（2） その他教育長が必要と認めるもの

（交付決定の取消し）

第9条 教育長は、激励金の交付決定通知又は激励金の交付を受けた者が、次に掲げる事項に該当する場合には、激励金の交付決定を取り消し、すでに交付した激励金の返還を命ずるものとする。

（1） 虚偽の申請により激励金の交付を受けたとき。

（2） 激励金の交付対象大会が中止、又は参加しなかったとき。

（3） その他教育長が激励金を交付することを不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

大会区分	大会基準
国際大会	・ オリンピック・パラリンピック、世界選手権大会、アジア大会若しくはこれに準ずる大会 ・ その他教育長が特に認めた大会
全国大会	・ 文部科学省が主催若しくは共催する大会 ・ 都道府県が主催若しくは共催する大会 ・ （公財）日本スポーツ協会が主催若しくは共催する大会 ・ （公財）日本スポーツ協会に加盟する団体が主催若しくは共催する大会 ・ その他教育長が特に認めた大会
東北大会	

別表 2（第 3 条関係）

県大会	・ 都道府県が主催若しくは共催する大会 ・ （公財）福島県スポーツ協会が主催若しくは共催する大会 ・ （公財）福島県スポーツ協会に加盟する団体が主催若しくは共催する大会 ・ その他教育長が特に認めた大会
-----	--

別表 3（第 4 条関係）

大会区分	激励金の額（円）		備考
	1 名	団体	
国際大会	100,000	100,000×対象者数	団体の上限は500,000円とする
全国大会	20,000	20,000×対象者数	団体の上限は100,000円とする
東北大会	10,000	10,000×対象者数	団体の上限は50,000円とする
県大会	2,000	2,000×対象者数	団体の上限は10,000円とする